



**innoventier弁護士法人
イノベンティア**

企業法務相談室

〈第60回〉 稽士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 小和田 あつこ 敦子

東京大学経済学部卒。同大学法学政治学研究科修士課程終了後、2004年弁護士登録。知的財産を専門分野とする法律事務所勤務、大手電気通信系企業の知財部勤務等を経て、弁護士法人イノベンティアに入所。2010年弁理士登録。2013年ニューヨーク大学ロースクールにてLLMを取得。2014年ニューヨーク州弁護士登録。2019年ゲーテ大学(ドイツ)にてLegal Theory LLMを取得。企業クライアントを中心に知財分野などに関する法的アドバイスを行っている。

今回のご相談

デジタル社会において、企業が個人情報を取扱う場面はますます増加する中、個人情報保護法の令和二年改正法の全面施行が令和四年四月一日と間近に迫っています。この改正法について企業としておさえておくべきポイントを教えてください。

(回答) 令和二年改正法の概要

個人情報保護法が成立したのは平成一五年(二〇〇三年)ですが、情報通信技術の発展や国際的潮流との調和等の観点から、平成二七年に個人情報保護法が改正されました(平成二九年(二〇一七年)五月三〇日全面施行)。この「三年ごと見直し規定」に基づく初めての改正が、本年四月一日に全面施行される令和二年改正法です。同改正法の一部は、既に施行されているものもありますが、多くの改正部分は本年四月一日施行となっています。

改正点の大きな枠組みは、①個人の権利の在り方、②事業者の守るべき責務の在り方、③事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方、④データ利活用の在り方、⑤ペナルティの在り方、⑥法の域外適用・越境移転の在り方の六点になります。今回はこのうち①②④についてご説明します。

「個人の権利の在り方」に関する改正点－個人の権利の拡充

①利用停止・消去等の個人の請求権の拡充

個人情報保護法では、自己に関する「保有個人データ」の内容に誤りがあるとき、本人

は個人情報取扱事業者に対し、当該保有個人データの利用停止や消去などの手続きを請求できるものとされていますが、これまで一部の法令違反の場合に利用停止や消去等の請求ができるようになりました。令和二年改正では、「個人の権利又は正当な利益が害されるとそれがある場合」にも利用停止や消去等の請求ができるようになり、請求が認められる範囲が拡充されました。

②保有個人データの開示方法の拡充

個人情報取扱事業者は、本人からの請求などがあれば「保有個人データ」を開示しなければなりません。保有個人データの開示方法は、これまで原則的に書面の交付によるものでした。令和二年改正法では、本人の選択により電子データのような電磁的記録による開示も求めることができます。

③第三者提供記録についての開示請求

前述のとおり、本人は個人情報取扱事業者に対し自分に関する保有個人データの開示を請求することができますが、令和二年改正法では、さらに自分の第三者提供記録についても開示請求ができるようになりました。

④短期保存データの取扱い

これまで、「短期保存データ³」は、「保有個人データ」から除外されていましたが、令和二年改正で除外規定が削除され、「短期保存データ」も「保有個人データ」に含まれることになりました。

令和四年四月一日全面施行の令和二年改正個人情報保護法について

事業者の責務の在り方についての改正点

(一) 漏えい等報告の義務化

個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合には、個人情報取扱事業者による個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されました(令和二年改正前は、これらの報告や通知は指針により定められており任意的なものでした)。この漏えい等報告の義務化の対象となる事案は、要配慮個人情報の漏えい、不正ア

になりました。本人が個人情報取扱事業者に対して、開示や利用停止などを請求できる情報の対象範囲が広がったことになります。

(五) オプトアウト制度の対象外範囲について

オプトアウト制度とは、本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度のことをいいます。オプトアウトは本人の事前同意を必要としないため、対象範囲が広くなりすぎると個人情報保護を著しく害する結果となってしまいます。そのため、法はオプトアウトによる第三者提供の対象から、「要配慮個人情報⁴」を除外していましたが、令和二年改正法では、さらに「不正な手段で取得されたもの」と「他の事業者からオプトアウト方式で提供されたもの」をオプトアウトから除外することにしました。

(六) 小括

このように個人の権利を拡充する方向でいくつかの重要な改正がなされています。個人情報取扱事業者として、消費者や顧客などの個人データの取扱いについて再確認しておきましょう。

(二) 「仮名加工情報」の創設

改正により新たに「仮名加工情報」に関する制度が新設されました。「仮名加工情報」とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう個人情報を仮名加工した情報です。イノベーションの促進、データの利活用の観点から、例えば氏名等を削除し個人を識別できないよう加工した情報について、本人の開示や利用停止請求への対応等の個人情報取扱事業者側の義務を緩和しました。

(二) 個人関連情報⁵を第三者に提供する場合、提供元では個人データに該当しないものの、個人関連情報の第三提供規制の新設

個人関連情報⁵を第三者に提供する場合、提供先においては個人データに該当することを想定されるときは、本人の同意が得られていないことの確認を義務づける規定が新設さ

(一) 不適正な方法による利用の禁止

改正法により新たに、「違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法」により個人情報を利用してはならない旨が明確化されました。「違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法」とは、例えば、裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、集約してデータベース化しインターネット上で公開するような場合です。

(三) 小括

令和二年改正では個人情報取扱事業者のいくつかの義務が法律上明確化されています。漏えい等があつた場合に個人情報保護委員会に報告すべき項目等については施行規則に規定されていますので確認しておきましょう。

(二) 「仮名加工情報」の活用

改正により新たに「仮名加工情報」に関する制度が新設されました。「仮名加工情報」とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう個人情報を仮名加工した情報です。イノベーションの促進、データの利活用の観点から、例えば氏名等を削除し個人を識別できないよう加工した情報について記録するもの。

(三) 小括

データの促進が期待される反面、本人関与のない個人情報の収集が法の潜脱のよう形で広がることを防ぐため、第三者提供に関しては規制を強めるものとなっています。

(四) 短期保存データの取扱い

これまで、「短期保存データ³」は、「保有個人データ」から除外されていましたが、令和二年改正で除外規定が削除され、「短期保存データ」も「保有個人データ」に含まれることになりました。

まとめ

デジタル社会の急速な進展により個人情報の有用性が高まる一方、個人の権利利益の保護の観点から企業の責任や義務も大きくなっています。不適切な個人情報の取扱いが経営リスクにならないよう、改正点を含めた個人情報保護法の遵守について再確認しておきましょう。

個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる個人データ

事業者が個人データを第三者に提供したときに、個人情報保護委員会の規則に従い当該第三者の名称や提供年月日などについて記録するもの。

本人の個人種別、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの。具体的には、インターネットの閲覧履歴やクッキーがこれに該当する。